

【令和5年度賦課金の基準】

賦 課 種 目		10a当たり 賦課額(円)	償還終了年度
經常賦課金	全 地 域	3,200	-
地区管理賦課金	黒石地区	200	-
	町居地区	200	
	新屋地区	300	
	猿賀地区	100	
	小阿弥地区	300	
	枝川三堰地区	300	
	横沢地区	400	
	柏木地区	300	
地区償還賦課金	(小阿弥地区) 福島徳下	5,550	令和13年度

令和5年度の賦課金について

今年度も償還賦課金(後期)は「福島徳下(小阿弥地区)」のみとなります。

<経常・地区管理賦課金…白色>

発行日 令和5年6月22日
 期限日 令和5年7月31日

<地区償還賦課金…黄色>

発行日 令和5年6月22日
 期限日 令和5年11月30日

注意

滞納されている組合員の農地を売買・競売等で取得した場合

新組合員が滞納賦課金を支払う義務が発生します!

事前に当土地改良区へお問い合わせください。

(土地改良法 第42条 権利義務の継承)

滞納賦課金の対応について

厳しい農業情勢のなかでも、ほとんどの組合員の方々より納期限内に賦課金を納入して頂いております。しかし、その一方で未納となっている方や、滞納額が累積し、高額となっている方もいるのが現状です。賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与え、費用負担公平の原則が維持できなくなりますので、早期の納付にご協力ください。

納期限を過ぎた場合は、延滞日数に応じて延滞金(年14.6%)が加算されますのでご注意ください。滞納者の方については、納付の相談等を随時受け付けておりますので、当土地改良区までご連絡下さい。**たび重なる催告にもかかわらず、納入していただけない方に対しては、やむを得ず財産の差押え等の滞納処分を行う場合があります。【土地改良法 第39条 賦課金等の徴収】**

※賦課金通知書の納付場所は下記のみとなります※

浅瀬石川土地改良区
 青森銀行 本店・支店(口振・振込のみ)
 みちのく銀行 本店・支店
 青い森信用金庫 本店・支店
 東奥信用金庫 本店・支店
 青森県信用組合 本店・支店

津軽みらい農業協同組合 本店・支店
 青森農業協同組合 浪岡支店
 つがる弘前農業協同組合 本店・支店
 ごしょつがる農業協同組合 本店・支店
 つがるにしきた農業協同組合 本店・支店